

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請
(応援等の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 職員の職種別人員
 - (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
 - (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
 - (5) 受入れを求める被災住民の人数等
 - (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
 - (7) 応援等の期間
 - (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項
- 2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。
(応援等の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。
(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請が

あったものとみなす。

- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

- 2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- 3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田 岡 克 介

北海道町村会

北海道町村会長 寺 島 光一郎

別 表

地 域 区 分	構 成 市 町 村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石 狩 振 興 局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日 高 振 興 局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜 山 振 興 局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留 萌 振 興 局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根 室 振 興 局	根室振興局管内の市町

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（以下「協定」という。）第11条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援等の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援等の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第2を基本とする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援等を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 職員の災害応急対策への従事 応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
 - (2) 備蓄物資及び資機材 当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資及び資機材 当該物資及び資機材の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供 借上料
 - (6) その他協定に基づき実施した応援等に係る経費 その実施に要した額
- 2 協定第8条第2項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。
- 3 応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。
- 4 応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあつては要請市町

村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

- 5 前各項の規定により難い場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された実施細則は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田 岡 克 介

北海道町村会

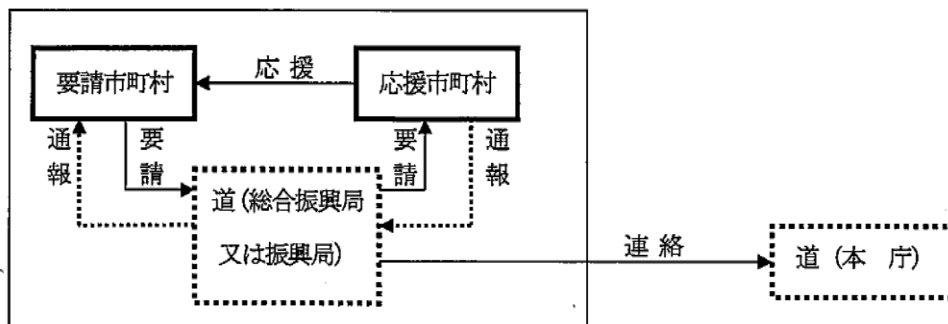
北海道町村会長 寺 島 光一郎

別表第2

連絡系統図

第1要請（同一の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請）

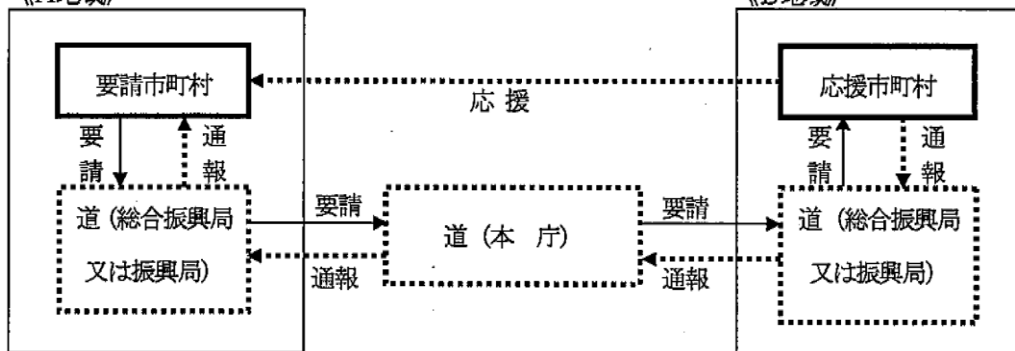
《A地域》



(注) 総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第2要請（他の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請）

《A地域》



(注) 総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第3要請（道への要請）

《A地域》

